

税務と経営

本日は、おまかせください。

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

値ごろ感 ソニー創業者の盛田昭夫さんの口癖は「大事なのは、値ごろ感」。ソニーが1979年に発売したウォークマンは定価3万3千円。当初の原価見積もりは4万8千円。当然赤字です。開発責任者が若者やパートに「いくらだったら買うか」と聞いたところ「3万円なら、すぐ買いたい」という人が多かった。話を聞いた盛田さんは「3万円なら売れる」と確信。秋葉原では1割引きで売られていたので、3万3千円で発売。他のメーカーは、費用に利益を乗せて値段を決めていたが、買いたくなる価格にした。売れた。累計販売台数10年間で5万台、20年間で1億8千万台。永井孝尚著「なんで、その価格で売れちゃうの？」PHP新書。

ヒントヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和元年分の申告所得税の申告人員は2,204万人で、そのうち申告納税額があるのは630万人となっています。申告納税額は3兆2,176億円、前年より約2%減少しています。土地等の譲渡所得の申告人員は52.5万人、株式等の譲渡所得の所得人員は99.6万人です。



所得金額調整控除

令和2年8月1日より適用開始。都度、年次申告の対象となる。

□所得金額調整控除の創設

所得金額調整控除が創設され、令和2年分の所得税から適用されることとされました。この所得金額調整控除には、次の2種類があります。

- ①子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
- ②給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

□①の所得金額調整控除の対象者

その年中の給与等の収入金額が850万円を超える人で、次のいずれかに該当する場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができます。

- (1)特別障害者に該当する人
- (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する人
- (3)特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人

□①の所得金額調整控除額

その年中の給与等の収入金額（収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額が、その年分の給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除として控除されます。

- ①の所得金額調整控除額は、最高15万円となります。

□扶養親族の留意点

①の所得金額調整控除については、所得税法の扶養控除とは異なり、2以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなすこととはされていません。

したがって、夫婦とも稼ぎ（ともに給与収入850万円超）で、23歳未満扶養親族が1名の場合、夫婦ともに所得金額調整控除の適用を受けることができます。

話のタネ

○テニスに硬式と軟式があるように、水にも硬水と軟水があります。日本の水は軟水でくせがなく料理にも適していますが（沖縄は硬水が多い）、硬水はカルシウムやマグネシウムやミネラル成分が多く含まれており、くせも多い。ヨーロッパ大陸の地下水は滞留年数が長く川も大きいので硬度が高い。島国である日本やイギリスは滞留年数が短いので軟水です。



なお、その扶養親族が年齢16歳以上の場合、控除対象扶養親族として扶養控除の適用を受けることができるのは、夫婦どちらか一方だけとなります。

□年末調整での手続き

年末調整において、①の所得金額調整控除の適用を受けるためには、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、所得金額調整控除申告書（基礎控除申告書、配偶者控除等申告書との兼用様式）に必要事項を記入して、給与の支払者に提出する必要があります。

□②の所得金額調整控除

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得控除後の給与等の金額（①の所得金額調整控除の適用がある場合には、その金額を控除した後の金額）から所得金額調整控除として控除されます。

- ②の所得金額調整控除額は、最高10万円となります。

コロナ禍下の路線価の考え方

7月1日に公表された路線価等はコロナ感染症が確認される以前の1月1日が評価時点ですので、この結果は過去の話となり、現実味がありません。今回、この状況が発生する前の7月発表の内容を整理し、その後に10月以降に対応措置が公表されるとする路線価に初めて適用される予定の補正率について考えてみます。

1.令和2年分の路線価等 令和2年1月1日が評価時点です。この時点での全国約32万地点の標準宅地の評価基準額の対前年変動率の平均値は、沖縄県の10.2%上昇を筆頭に1.6%のプラス（前年は1.3%）で、5年連続で上昇。

都道府県別では、北海道、東京、大阪、沖縄など21都道府県が上昇し、残った26県が下落となり、横ばいはありませんでした。

都道府県庁所在都市の最高路線価の推移は、

上昇都市が昨年の33市から38市に増加しました。他方、横ばいから上昇が松江、長野、徳島、青森、津、岐阜の6市となっています。上昇から横ばいとなったのは、秋田、富山の2都市です。全国での最高路線価は35年連続銀座中央通りの「鳩居堂」前で、1平方メートル当たり4,592万円（上昇率0.7%）と4年連続で過去最高額を更新しました。

2.補正率（仮称）について 平成初めのバブル崩壊の頃には、路線価が時価を上回る逆転現象が生じ、鑑定評価による時価申告が容認されていました。今回検討される「補正率」は、昨年の台風被害や東日本大震災時の「調整率」とは異なり、7月1日時点の公示地価や半期毎の地価ルックレポートをベースに10月頃に1月から6月までの相続開始分の「補正率」が認定され公表されるようです。さらに今年後半分の「補正率」は10月1日時点の地価ルックレポートをベースに来年1月頃の公表が予定されます。

半期毎の路線価の補正率の設定は、初めてのケースで注目されるところです。

ナマの税務相談室

Q 先日友人から葬式費用についていろいろ相談を受けました。

今日友人から預かったメモや領収書の類を持参いた

しました。葬式費用に入るもの入らないものの交通整理をお願いできれば有難いのですが。

A 判りました。葬式費用は範囲が広いから気をつけなければなりません。慣行的なものもありますが、気づいた点についてコメントを申し上げましょう。

Q 葬式費用の主たるものは告別式の費用、お通夜の費用、その席で出されるお酒等飲食費もあるのですが大丈夫ですか？

A 構いません。故人の思い出話など語ることはいい供養になりますものね。

Q 当日お坊さんにお礼として渡すお経代も認められますね。

A 大丈夫です。最近は領収書も気安く書いて下さいますからいただいて下さい。火

葬式費用あれこれ

葬場の費用も当然OKです。

Q それから生花など遺族が負担するのありますか？ 参列者の分について負担する費用もあります。

A 常識的な金額であれば許容の範囲思います。

Q 火葬場で待つ間の茶菓子代はいかがですか。

A 当然大丈夫ですよ。葬儀屋さんのチップや参列者のお手伝い費用等も常識的な範囲なら大丈夫です。領収書は形式ばらなくとも良いですがあらかじめ用意した用紙に確認印とかサインなど頂くと支出の証明になりますね。

Q お香典を頂きますが香典返しの費用はダメらしいと聞いていますが。

A その通りです。またメモにある墓地の購入費用はダメですよ。

Q お忙しいところ今日はどうも有難うございました。

ナマの税務相談室

課非判定改正の施行と 還付時期繰延新制度の施行

消 費税法では、住宅の貸付けは非課税とされています。ただし、契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限る、との制約が付加されました。すなわち、住宅の賃貸契約での用途が、①居住用、②事業用、③用途不明のうち、①該当の場合のみ非課税でした。②と③の場合は課税対象でした。

今 年の税制改正でこの区分が変わりました。①と②は同じですが、③用途不明のうち貸付状況から居住用であることが明白なものは、①居住用の扱いとして非課税となりました。契約書の表示で課非判断するとしていたものが、実態で課非判断するものと変

更になりました。

二 の改正の施行日は、令和2年4月1日です。適用対象になるのは、この日以後に締結される契約による貸付行為だけではなく、従来の契約に基づく貸付行為であったとしても、この日以後の貸付行為すべてに、新たな判断が求められます。上記の③用途不明の形式を探っていた契約書に係る貸付行為については、要チェックとなりました。

二 の改正条規は、居住用賃貸建物の取得により発生する消費税の仕入税額について、工夫を凝らして控除可能にして仕舞う消費税の還付スキームを退治する措置の中の一部を構成する形で盛り込まれています。還付スキーム退

治の措置本体の内容は、まずは、仕入税額控除の出来る適用年を3年間（それ以前に譲渡してしまう場合にはその譲渡年まで）繰延べ、その繰延べ期間経過後に、繰延べ期間中の課税取引実績割合を基とした実体判定により、仕入税額控除の計算を行い、そこで初めて仕入税額控除を認める、というものです。

従 来の制度では、仕入税額控除に係る消費税の還付が先になされ、3年後に取り戻されるというものでしたが、改正新制度では、無条件に3年間の還付留保期間が設けられ、還付は3年後になります。

二 の還付スキーム退治の措置本体は、令和2年10月1日以後の居住用賃貸建物の取得（令和2年3月31日以前の契約に係るもの）から適用なので、冒頭の貸付賃料の課非判定に係る改正の適用時期とは相違があります。

寒露8日、霜降23日。
「秋深しなにか幸ある今
日あした友次郎」

10月1日は記念日が多い。
10月の「octo」に由来する。昔
のローマ暦は3月起算なので
8番目が10月になります。



忙しさにこれで十分ということはない。
蟻も忙しいのだ。
問題は、何にそんなに忙しいかということである。

（米国の思想家
ソロー）

10月の税務メモ

- （国 税）
- 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
 - 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）
 - 8月決算法人の確定申告
 - 3年2月決算法人の中間（予定）申告

- （地方税）
- | | |
|-------------|---|
| 12日 | ○9月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | |
| 11月2日
々々 | ○8月決算法人の確定申告
○3年2月決算法人の中間（予定）申告
○個人住民税の普通徴収分第3期納付 |